

計画改訂の趣旨と計画の位置づけ

【計画改訂の趣旨】

本市では、農業振興に係る施策として、平成24年3月に「野洲市農業振興計画」を策定し、平成28年度には第2次計画、令和3年度には第3次計画として見直しを行い推進してきました。

しかしながら、近年の農業を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少にみるように農業就業人口の減少・後継者問題、労働力不足、また食料自給率の低迷等といった多くの課題に直面しており、その対応を迅速的確に進める必要があります。

国は、新たな「食料・農業・農村基本計画」を令和7年4月11日に閣議決定しました。基本計画は、我が国の食料・農業・農村の将来にとって非常に重要な意味を持ち、中長期的な情勢の変化を見通しつつ、今後10年程度先までの施策の方向性を示すものであり、総合的かつ計画的に推進するとしています。

滋賀県においても、「滋賀県農業・水産業基本計画」が令和8年3月に改定されており、農業・水産業の基本的な施策の展開方向を示しています。

このような状況の中、「第3次計画」が令和8年度に目標年度を迎えることからこれまでの成果を振り返るとともに、令和9年度から5年後（令和13年度）を目標とする「第4次計画」を新たな国の制度や市の課題に対応する将来を見据えた計画として改訂するものです。

【計画の位置づけ】

本計画は、「野洲市まちづくり基本条例」の理念に基づき、野洲市のまちづくりの基本指針である「野洲市総合計画」のもと、農業に関する各種計画の最上位計画として位置づけられています。

【計画の期間】

令和9年（2027年）～令和13年（2031年）